

# 建設業担当部局による立入検査

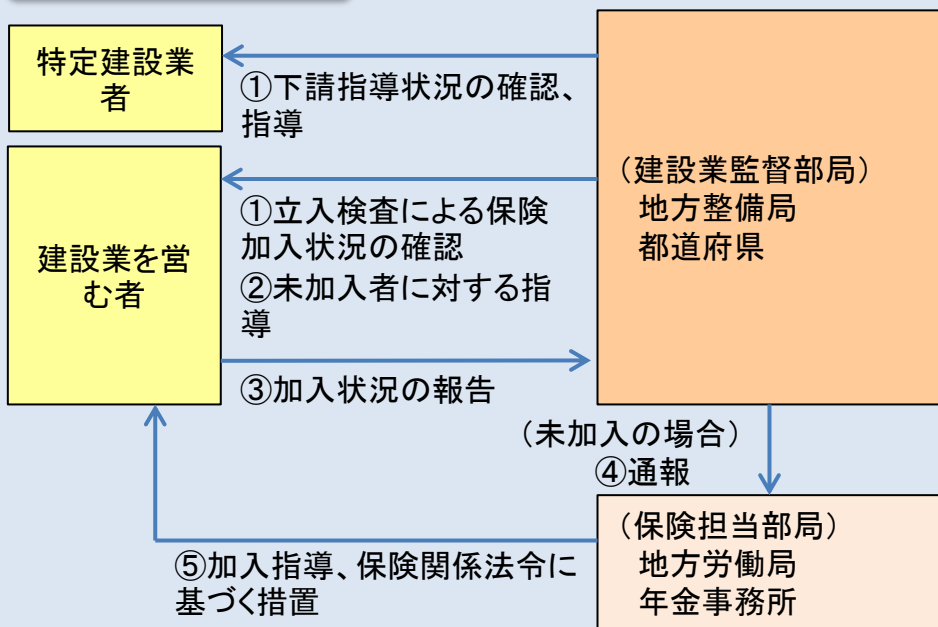
---

# 建設業担当部局による立入検査（①改正に向けた方向性）

## 概要

- 建設業法第31条に基づく立入検査の際、保険加入状況及び下請指導状況を確認する。
- ① 事業所への立入調査  
労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。
- ② 工事現場への立入調査  
特定建設業者による下請業者への指導状況を確認する。

## スキーム



## 事業所への立入検査

- 建設業担当部局による立入検査により、保険加入状況を必要な書類を提出させることで確認する（建設業法に関する項目を検査する際に、併せて保険加入状況を確認）。
- 保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認するほか、労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。
  - ・賃金台帳（保険料の控除の状況）
  - ・雇用保険資格取得等確認通知書（雇用保険）
  - ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（健康保険・厚生年金保険）
- 未加入事業者に対しては、文書により保険加入を指導し、後日、加入状況の報告を求める。
- 指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

## 工事現場への立入検査

- 今後策定する下請指導のガイドラインに基づき、特定建設業者の指導が適切に行われているかを立入検査により確認・指導する。（これにより、特定建設業者の下請指導（政令改正）の実効性を確保する。）
  - ・下請企業の保険加入の確認指導状況を聴取
  - ・特定建設業者として把握を行っているか（作業員名簿等による確認状況）
  - ・未加入企業に対する指導は行っているか 等
- 下請指導が適正に行われていない場合（全く確認していない、未加入企業が多い等）は、特定建設業者に対する指導を行う

## 主な検討事項

### 1. 検査対象

○段階的实施による円滑な導入を図るが、具体的にどのような段階とすることが適当か（具体案は次回に提示予定）。

#### 【事業所への立入検査】

- ・建設業法に関する項目を検査する際に、併せて保険加入状況を確認。
- ・現在は、元下調査（下請取引等実態調査）の回答表に記載された不適正な取引を行っている企業、その他駆け込みホットライン等の一般者からの通報、公的機関からの情報提供等に基づき、建設業法の法令遵守に関する立入検査を実施。
- ・立入検査を行う対象については、例えば、業者の規模（使用人数、資本金等）、経営事項審査の受審の有無、職種区分（土木・建築の別、人材確保・処遇改善の必要度合い等）といった観点で整理することが考えられる。

#### 【工事現場への立入検査】

- ・疑義情報の提供があった工事現場については、優先的に実施。
- ・例えば、大規模工事から順次、立入検査を行っていくことが考えられる。
  - ※許可業者が毎事業年度終了後に提出することとされている工事経歴書や、その他の発注情報、対象企業から提出される工事リスト等を元に大規模工事を選定
  - ※20億円以上の工事件数：公共工事328件（全体の0.2%）、民間工事625件（全体の0.9%）

### 2. 確認・指導内容

○事業所への立入検査、建設現場への立入検査では、どのような内容をどのような段階で確認・指導することが適当か。

#### 【事業所への立入検査】

- ・労働者単位を含めたチェックを行う。
- ・事業所規模が大きい場合には、労働者名簿・賃金台帳から労働者を抽出し、保険加入状況を確認する。
- ・指導については、現状の保険加入状況を踏まえ、段階的に厳格化する方法をとるべきか（例えば、当面は、職長クラスの保険加入状況を優先的に確認する等）。

#### 【工事現場への立入検査】

- ・指導については、現状の保険加入状況を踏まえ、段階的に厳格化する方法をとるべきか（例えば、当面は、一定の下請次数の業者に対する指導状況を優先的に確認する等）。

# 建設業担当部局による立入検査（③関係条文）

## ○建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

### （報告及び検査）

- 第三十一条** 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 3 当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

### （建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告）

- 第四十一条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。
- 2 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。
- 3 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工に関し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。